

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】平成22年12月2日(2010.12.2)

【公開番号】特開2009-175911(P2009-175911A)
 【公開日】平成21年8月6日(2009.8.6)
 【年通号数】公開・登録公報2009-031
 【出願番号】特願2008-12257(P2008-12257)
 【国際特許分類】

G 0 6 F 21/24 (2006.01)

G 0 6 F 21/20 (2006.01)

G 0 7 D 9/00 (2006.01)

【F I】

G 0 6 F 12/14 5 3 0 C

G 0 6 F 15/00 3 3 0 C

G 0 7 D 9/00 4 6 1 Z

【手続補正書】

【提出日】平成22年10月20日(2010.10.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表示装置と、この表示装置と情報を授受する装置本体とからなる情報処理装置であって

、

前記表示装置は、当該表示装置に固有の識別データを記憶している第1の記憶手段を備え、

前記装置本体は、

前記第1の記憶手段に記憶されている識別データと同一の識別データを記憶している第2の記憶手段と、

前記表示装置の第1の記憶手段から前記識別データを取得する取得手段と、

この取得手段により取得された識別データが前記第2の記憶手段に記憶されている識別データと一致するか否かを判断する判断手段と、

この判断手段により前記識別データが一致すると判断された場合には前記表示装置との情報の授受を許容し、一致しないと判断された場合には前記情報の授受を禁止する制御手段と、

を備えることを特徴する情報処理装置。

【請求項2】

前記判断手段は、前記取得手段が前記第1の記憶手段から識別データが取得できたか否かを判断し、

前記制御手段は、前記判断手段により前記取得手段が前記第1の記憶手段から識別データが取得できなかったと判断された場合にも、前記表示装置との情報の授受を禁止することを特徴とする請求項1記載の情報処理装置。

【請求項3】

前記装置本体が、外部のサーバに接続されたことを特徴とする請求項2記載の情報処理装置。

【請求項4】

前記装置本体は、現金自動預払手段を備えることを特徴とする請求項 1、2 又は 3 記載の情報処理装置。

【請求項 5】

表示装置と、この表示装置と情報を授受する装置本体とからなり、前記表示装置は、当該表示装置に固有の識別データを記憶している第 1 の記憶手段を備え、前記装置本体は、前記第 1 の記憶手段に記憶されている識別データと同一の識別データを記憶している第 2 の記憶手段を備える情報処理装置が有するコンピュータを、

前記表示装置の第 1 の記憶手段から前記識別データを取得する取得手段と、

この取得手段により取得された識別データが前記第 2 の記憶手段に記憶されている識別データと一致するか否かを判断する判断手段と、

この判断手段により前記識別データが一致すると判断された場合には前記表示装置との情報の授受を許容し、一致しないと判断された場合には前記情報の授受を禁止する制御手段と、

して機能させることを特徴とする情報処理制御プログラム。

【請求項 6】

表示装置と、この表示装置と情報を授受する装置本体とからなり、前記表示装置は、当該表示装置に固有の識別データを記憶している第 1 の記憶手段を備え、前記装置本体は、前記第 1 の記憶手段に記憶されている識別データと同一の識別データを記憶している第 2 の記憶手段を備える情報処理装置の制御方法であって、

前記表示装置の第 1 の記憶手段から前記識別データを取得する取得ステップと、

この取得ステップにより取得された識別データが前記第 2 の記憶手段に記憶されている識別データと一致するか否かを判断する判断ステップと、

この判断ステップにより前記識別データが一致すると判断された場合には前記表示装置との情報の授受を許容し、一致しないと判断された場合には前記情報の授受を禁止する制御ステップと、

を含むことを特徴とする情報処理制御方法。